

ジェフリーすずか通信

2025

11月

12/13(土)

10:00~16:00

場所:ジェフリーすずか

ジェフリーふえすた 2025

入場無料

“らしさとは?” ~自分の“らしさ”が〇〇を変える~

基調講演【令和7年度SUZUKA女性活躍推進連携会議関連事業】

13:30~15:00(ホール)【開場:13:00】(手話通訳有り)

＼お申込みはこちらの二次元コードから！／

申込開始:11月11日(火)9時~ ※一人2枚まで

『シュフがデザインする笑顔のカタチ
~私たちらしい家族とは~』



講師:中村 シュフさん

・主夫芸人、家政アドバイザー。
・現在3児のパパ。主夫業のかたわら、
講演会講師などで活躍中。

ママの「大変!」とパパの「気づかなかった!」ー
自分たち“らしさ”を見つけると、家族みんなが心地よく過ごせる。
そのヒントを、中村シュフさんの講演から一緒に見つけませんか?

会場定員:先着 92 人

ホール



【託児】締切:11月28日(金)17時
先着5名(6か月~未就学児)/無料
託児申し込みは、同申込フォームから。

サテライト会場:先着 48 人

(研修室1ABで中継)

研修室1AB



当日、空きがあればご入場
いただけます

ホール

10:00~12:00

草の根ドキュメンタリー上映

「映画〇月〇日、区長になる女。」

選挙を「自分ごと」として捉えた草の根ドキュメンタリー
映画。話題の受賞映画を、みんなで見て、語り合い、考
えてみませんか。定員80名 ※事前申し込み不要
合わせて、女性差別撤廃条約選択議定書批准についての
パネル展示を行います。※パネル展示は16:00まで

企画:男女共同参画すずかネット

研修室2

10:00~12:00

「なんてたって平和がいちばん」

戦争のもたらす悲惨さと平和の大切さ、
命のかけがえのないことを展示・紙芝居・朗読劇などで
伝えます。貴重な展示物もあるので、全世代に見て、感
じて、学んでいただけます。※展示は16:00まで

企画:九条の会すずか

交流スペース

10:00~

UVビーズと貝殻ストラップ

木のサイコロストラップ

貝殻や木のサイコロに、太陽が当たると色が変わる
ビーズをつけて、オリジナルストラップを作ろう!
先着100個 ※事前申し込み不要、無くなり次第終了

9:50~ オープニングセレモニー【交流スペース】

研修室1A

10:00~12:00

クリスマスのおたのしみ

~アレンジメント・オーナメントを作ろう~

ビーズやリボン、自然素材をつかって♪

対象:自分で作品を作りたい18歳未満の子(適齢5歳以上)
2クール開催。

①10:00~10:45(定員12人)

②11:00~11:45(定員12人)



事前
申し込み要

企画:特定非営利活動法人こどもサポート鈴鹿

研修室1B

10:00~

チャレンジポップコーン(研修室1B)

グループ(家族等)でポップコーンを作ろう!

作る楽しみ、食べる楽しみをグループでワイワイと!

先着60人(当日10時から整理券配布)

※事前申し込み不要、無くなり次第終了

企画:鈴鹿市レクリエーション協会

食の工房

10:00~

地元産小麦粉(あやひかり)でナンをつくろう

地元産小麦(あやひかり)を使って、親子で
ナンを作ります。Agri ロマン鈴鹿が作ったカレーと一緒に
召し上がれ!先着20人(当日10時から整理券配布)
※事前申し込み不要、無くなり次第終了 企画:Agri ロマン鈴鹿

詳細についてはこちらをご覧ください

ジェフリーふえすた 2025 ウェブサイト

ページ公開日:11月5日(水)



★事務所前でコーヒーの振る舞いもあります!★

【協賛:AGF 鈴鹿株式会社】

女性に対する暴力をなくす運動



期間:11月12日(水)~11月25日(火)

(11月25日は女性に対する暴力撤廃の国際デー)



暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的としています。



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

#8891 はやくワンストップ

性暴力に関する
SNS相談「Cure time」
(キュアタイム)



性犯罪被害
相談電話(警察)

#8103

ハートさん

DV相談ナビ #8008 はれば

DV相談プラス



また、内閣府では「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、全国各地にあるランドマーク等を紫色にライトアップする、パープル・ライトアップの実施を呼び掛けています。

パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。

ジェフリーすずかの施設内においても、「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発展示を行いますので、お越しの際はぜひご覧ください。

女性に対する暴力をなくす運動 パネル展・ポストツリー

日時 11月12日(水)~11月25日(火)

場所 ジェフリーすずか



三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、パープル・ライトアップが実施されます。

総文パープル・ライトアップ 2025 三重県総合文化センター「フレンテみえ」入口ほか

2025年11月8日(土)~12月7日(日) 休館日を除く各日17:00~21:00

諸般の事情により開催内容・時期・時間が変更になる場合がございます。最新情報はホームページにてご確認ください。

令和6年改正育児・介護休業法が10月で全面施行されました

2024年5月に改正育児・介護休業法（以下「改正法」という。）が成立し、本年4月・10月に段階的に施行されました。改正法は、育児・介護に関する労働者の個別の事情に対応して、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにすることを目的としたものであり、主な改正事項は以下のとおりです。今回は一部抜粋してご紹介します。

令和6年改正育児・介護休業法の概要

【育児関係の主な改正事項】

子の年齢に応じた柔軟な働き方を可能とするため、改正法には主に以下の事項が盛り込まれました（②～④は4月施行、①、⑤は10月施行）。

- ① 3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付けること。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付けること（詳細は後述）
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（従来は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大すること
- ③ 子の看護休暇を感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式及び卒園式の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生（従来は小学校就学前）まで拡大すること
- ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずるよう努めるべき措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加すること
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付けること

さらに、改正法には、育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超（従来は1,000人超）の事業主に拡大することも盛り込まれました。

【介護関係の主な改正事項】

仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、改正法には主に以下の事項が盛り込まれました（いずれも4月施行）。

- ・労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付けること
- ・労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付けること

なお、改正法により事業主に介護離職防止のための措置が義務付けられたことを受けて、企業の「役割」や「対応すべきこと」を明確にするとともに、それぞれの措置を効果的に実施するためのポイントや利用可能な様式・資料等を取りまとめた「企業による社員の仕事と介護の両立支援に向けた実務的な支援ツール」が作成されました。今後、事業主の皆様には支援ツールなどを活用しつつ、仕事と介護を両立しやすい職場環境の整備が進められます。

改正法の詳細や「企業による社員の仕事と介護の両立支援に向けた実務的な支援ツール」については、こちらをご覧ください。

URL <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



事業報告

フレンデみえ主催令和7年度男性講座

日時:令和7年10月4日(土)

13:30~15:00

スポーツ現場から学ぶ男性が自分らしく生きるためのメンタルケア



鈴鹿市はサテライト会場として、三重県総合文化センターで実施された講座を中継しました。
三重ホンダヒートのメンタルパフォーマンスコーチ・荒木香織さんを講師に迎え、男性の生きづらさや社会的プレッシャー、自分らしく生きるヒントを学びました。
参加者からは「頭の中が整理できた」「自己肯定の大切さを感じた」との声がありました。

事業報告

SUZUKA 女性活躍推進連携会議関連事業／女性活躍推進事業

在宅ワーク、はじめの一步！パソコン de 在宅ワーク入門講座

(全3回)

日時:令和7年10月16日(木)

13:30~16:00(1回目)



全3回の在宅ワーク入門講座がスタートしました。
第1回目は、在宅ワークに必要な主体性や検索力、メタ認知能力など、働くためのマインドセットを学びました。
今後の講座を通じた受講生の活躍に期待です。

女性のための電話相談

11月 November 2025

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30				○: 相談日		

059-381-3118 (直通)

相談日: 毎週火・木・金曜日

(第4金曜日・休館日を除く)

時間 10:00~12:00 (午前)

13:00~16:00 (午後)



- ・女性の相談員が対応します。
- ・相談は無料です。
- ・相談内容などの秘密は厳守します。
- ・必要に応じ、面接相談、市役所担当課等をご案内します。
- ・話し中の場合は、時間をおいておかけ直してください。

鈴鹿市男女共同参画センター

(愛称: ジェフリーすずか)



〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号(かんべ再開発ビル3階)

TEL: 059-381-3113 FAX: 059-381-3119

E-mail: danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

ジェフリーすずか

検索

